前橋市立天川小学校　いじめ防止基本方針

前橋市立天川小学校

１　いじめ防止基本方針策定に当たって

本方針は児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止対策推進法１３条に基づき、いじめ未然防止･早期発見･対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

（１）天川小学校の基本的な考え方や方針等

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、以下の方針のもと、いじめ防止活動を推進する。

① 全ての教育活動を通して、「いじめを許さない」・「いじめに負けない心情」を育成し、「いじめのない学校」づくりに努める。

②積極的な生徒指導体制を確立し、いじめの未然防止、早期発見とその予防に努める。

（２）めざす児童像

・互いの人権を尊重し大切にする　美しい心をもつ子

（自分が言われて嫌なことは他の人に言わない。自分がされて嫌なことは他人にしない）

２　組織及び校内体制について

組織構造図

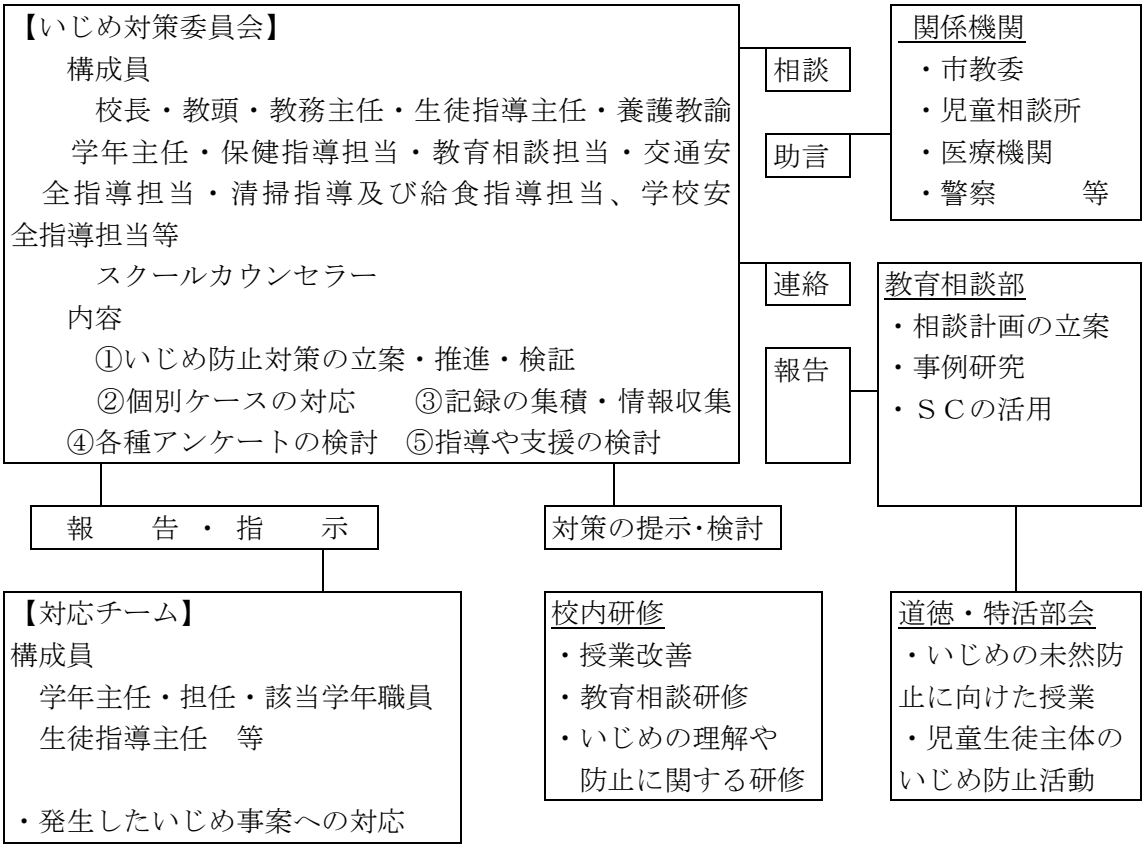

３　いじめの未然防止

（１）基本方針

○児童が安心して過ごせる「居場所づくり」と児童相互の関係による「絆づくり」を推進する。

○学習活動を通して、児童の規範意識を高め、よりよい人間関係づくりや互いを認め合う気持ちを醸成する。

○天川小学校の全教育活動を通じて、一人一人の児童に「自己有用感」を育む。

（２）具体的取組と指導計画

○児童がコミュニケーション能力を育み、規律正しい生活態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う

＜主な取組＞

①わかる授業づくり（全ての児童が参加・活躍できる授業）

②学習規律の徹底

③児童主体のいじめ防止活動の計画と実施

④年間を通してのあいさつ運動やありがとう週間などの成果の児童による発信

⑤コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

⑥人権学習、道徳教育の推進

⑦保護者や地域の方への働きかけ

⑧発達障害を含む、障害のある児童生徒への個別の教育支援計画や指導計画を活用した適切な指導と、孤児応じた支援

⑨計画的に情報モラル教育を実施し、保護者への啓発活動を行う

（３）保護者・地域との連携

・本校の特色である音楽教育での音楽集会や親子ふれあいコンサートにおいて、児童主体の体験的活動を取り入れる。

・少年の日の事業や下校安全パトロールなどを通し、保護者・地域との連携を図る。

・本方針を学校通信、ＰＴＡ総会、保護者懇談会等で通知し、保護者や地域への周知を図る。

・本取り組みの成果について、学校経営評価や保護者アンケートなどで検証し、改善を図る。

（４）校内研修

・集団における良好な人間関係を構築するための指導法を研修し、教師の対応力を強化する。

・予防的な教育相談の技術を高めるために、必要に応じて心理、福祉、医療等に関する専門的な知識を有する講師を招き、研修する。

４　いじめの早期発見

（１）基本方針

いじめの早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのために学校組織として、早期発見に取り組むことの必要性を共有し、家庭・地域と協力して実態把握に努める。

（２）早期発見するための方法や取組

①朝や帰りの会や授業中などの日常生活の見取りと情報の共有（５Ｗ１Ｈ）

・表情やあいさつ、出欠の状況、健康観察、保健室利用状況

・授業中の姿勢、態度、発言。グループ活動や話し合い活動への参加意欲。

・いじめチェックリスト等を活用した見取り

② 生活アンケート(毎月１回)を実施し、必要に応じて児童から話を聞き取るなど、情報収集し、活用していく。

③生徒指導部会（いじめ対策委員会を含む）や職員会議での情報交換

・休み時間など教員不在時の教室や空き教室、死角となる場所、遊びや悪ふざけを装って行われるいじめなど気付きにくいものへの共通理解を図る。

③教育相談の実施

・教職員と子ども達の信頼関係の形成、気軽に相談できる環境作り

・日常的に保護者が相談できる環境作り（保護者との連携を密にする）

・教育相談期間を設け、全保護者を対象として教育相談を実施。（１１月）

・スクールカウンセラーと児童、保護者のカウンセリングを実施

④家庭訪問や懇談会での保護者との情報の共有

⑤子ども安全協力の家、健全育成会、サポート会議等、地域との連携

（３）情報を確実に共有するための取組

・平素から児童、職員同士、保護者、地域からの情報はメモや記録をとり、日時、場所、関係者、事実確認、事態の把握、対応、結果等を把握し、共有できるようにする。

・全教職員が情報を共有し、被害性に着目した職員同士の共通理解を図ったり、指導のねらいを明確にしたりするための体制（場）を整える。　例　職員会議、生徒指導部会等

５　いじめ事象への対応

（１）基本方針

いじめに対しては、特定の職員で抱え込まず、速やかに対応チームで関係職員で組織的に対応し、事実関係の把握を行う。その情報をもとに「いじめ対策委員会」を中心に、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関と連携の下で被害児童のケア、加害児童の指導、問題の解消等に取り組む。

（２）いじめ事案が発生した場合

①対応チーム（学級担任、学年主任等）で情報の収集を行い、事実関係の把握を行う。

・いじめられた子どもを徹底して守る。

・見守る体制を整備する。（登下校･休み時間･放課後等）

・当事者双方、周りの子どもからの聞き取り、記録する。

・個々に聞き取りを行う。

・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。

・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

・ネット上の不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。

②いじめ対策委員会で情報の分析、対応策を協議する

・指導のねらいを明確にする。

・全ての教職員の共通理解を図る。
・対応する教職員の役割分担を考える。

③教育委員会、関係機関との連携を図る
・必要な場合、いじめ対策室等へ協力を依頼

④関係児童の指導、被害児童のケア
・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く
・いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
・被害児童の心に寄り添った見守り・観察を、全職員共通理解のもと、少なくとも３ヶ月間は継続する。

⑤保護者への対応
・保護者に早急に連絡を取り、具体的な対策を話す。
・保護者と今後の学校との連携方法を話し合う。

⑥再発防止対策
・心の教育の充実を図り、だれもが大切にされる学級経営を行う。
・継続的な指導や支援を行う。

⑦関係機関へ報告
・ネット上の問題では、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。

（３）重大事態発生の場合

①市教委へ報告、相談

②初期調査(情報収集)

③いじめ対策室への協力を依頼し支援と助言を受ける

○重大事態とは、法２８条の規定に基づき、
・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
例えば、・児童が自殺を企図した場合、　・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合
・いじめが原因と思われる児童が相当期間（３０日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

④保護者･報道機関への対応

⑤関係児童の指導、被害児童のケア、保護者への報告

（４）その他
・いじめの態様により、警察、市教委、こども課や児童相談所と情報を共有し連携を図る。

６　その他

○評価と改善について
・いじめ対策委員会（生徒指導部会）で定期的に月１回チェックし、取組に対する経過、成果、課題等を協議し、検証する。また次年度に向けた改善策の検討については、年度末に行う。ＰＤＣＡサイクルを確立する。

○インターネット関連について
・インターネット上のいじめを防止するために、懇談会等において啓発活動を行う。

・５・６学年を中心に、情報モラル教室を開催する。

〇保護者・地域への情報発信と啓発活動について

・学校だよりや学年、学級通信でいじめ防止についての取組を発信する。

〇関係機関連絡先一覧

・青少年課（いじめ対策室）	２１２－４０４０
・青少年支援センター	２１２－４０３９
・プラザ相談室	２３０－９０９０
・中央児童相談所	２６１－１０００
・県総合教育センター（いじめ対策室）	０１２０－８８９７５６
・県警少年サポートセンター	２８９－６６１０
・前橋東警察署生活安全課	２２５－０１１０
・子ども支援課	２２０－５７０２